

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

所管課名	地域産業振興課
事務名	商工会定款変更の認可
根拠法令・条例等	商工会法第44条第2項、同条第3項
許認可等の概要	商工会で定める定款を変更する場合、知事の認可を要する
根拠規定の概要 (関係条文含む)	商工会会長は、総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その経済産業省令で定める事項を記載した書面を添付して、知事に定款の変更認可を申請しなければならないと規定(商工会法第44条第2項)されており、知事の認可を受けなければ、その効力を生じない(同条第3項)。
審査基準	定款変更の認可については、商工会標準定款例を基として、次の項目について審査する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更の内容が、商工会法の趣旨に反しないこと。</li> <li>・変更についての意思決定の手続きが、適正になされていること。</li> </ul>
標準処理期間	16日(別紙事務処理フロー参照)
その他	